

高石市教育委員会定例会会議録

(令和3年3月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和3年3月17日 午後3時00分
閉 会	令和3年3月17日 午後4時21分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 : 上 田 豊 明 教育部こども未来室長 : 神志那 隆 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 社会教育課長兼公民館長 : 佐 藤 信 雄 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 学 校 教 育 課 参 事 : 山 崎 陽 子 学 校 教 育 課 長 代 理 : 菅 原 庸 晴 学校教育課 教育研究センター所長 : 杉 原 敦 史 こども家庭課長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 教 育 総 務 課 主 事 : 中 阪 三 明

議題及び議事の要旨及び議決事項

・ 議案第1号 令和3年度教育基本方針について

学校教育課長	<p>議案第1号、令和3年度教育基本方針について説明します。</p> <p>まず、学校教育課の変更、担当部分について、変更は多岐にわたりますが、主な変更点について説明します。</p> <p>全体的には、文言の修正等とともに、各パートで前文と留意事項が重なっているところを片方削除して、分量を減らす方向で編集しましたが、追加もありますので、ボリューム的には、変わってはおりません。</p> <p>令和3年度の追加としては、大きく2つの側面について追記しています。新型コロナウイルス感染症対応とGIGAスクール構想におけるタブレット端末の活用、この2側面です。</p> <p>まず、この1つ目の新型コロナウイルス感染症対応の関連ですが、1ページの基本方針の一番下の段落から2ページの上にかけて、コロナ禍に対する文言を追加し、このような状況下でも、子どもたちにつけるべき力は責任を持って育んでいくことを明記しました。</p> <p>コロナ関連としては、4. 学力の向上で、18ページ(5)の3行目</p>
--------	---

	<p>に、コロナ禍の中で、本年度、なかなか学校行事が実施できなかったこともあったので、工夫して、基本的には実施の方向で考えてほしいということで、学校行事等について創意工夫しながら実施することと追記しています。</p> <p>7. 生徒指導の充実においては、41ページの(2)の⑤で、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者等になった子どもたちや障害のある子どもたちに対する人権侵害に対する問題についての留意事項を記載しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応では最後になりますが、8. 健康教育、安全教育の推進においては、50ページの(2)の①のカ、キで、感染防止対策について記載しています。これは、子供たちの健康面、安全面を考え、教職員も忙しい中ですけれども、感染症対策をしっかりと取り組んでいくようにこの文言を記載しています。</p> <p>次に、2点目のタブレット端末の活用について説明します。</p> <p>3. 教職員の資質と指導力の向上において、13ページの(9)で、全ての教員がタブレット端末を活用した授業に積極的に取り組み、ICT活用指導力の向上に努めることを追記しました。</p> <p>4. 学力向上においては、16ページの上から5行目以降のところ、一斉学習の中だけではなく、個別最適化の学習や協働学習の実施による学びの充実について記載しています。</p> <p>また、17ページの(3)で、AIドリルの活用について記載しています。</p> <p>最後に20ページの(10)で、GIGAスクール構想ということで、タブレット端末の配備や高速大容量の通信環境を整備してきましたが、それをTAKAISHIスタイルという授業スタイル、教育スタイルに置き換えて、この内容を踏まえ、教育を進めてほしいということに記載しています。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>社会教育分野においては、おおむね令和2年度の高石市教育基本方針を踏襲した形で記載していますけれども、主な変更点としては、60ページの1. 生涯学習の推進において、昨今の社会情勢を鑑み、いつでも学び直しができるリカレント教育の推進を本文に記載しています。</p> <p>また、67ページの7. スポーツの普及振興において、高師浜運動施設の4月からの指定管理者制度導入に伴い、同施設の市民サービスの向上、自主事業の実施によるスポーツ振興を図ることについて記載しています。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>教育委員会においては、69ページの1. 教育委員会活動の推進の、3行目後段で「さらには、教育委員会におけるデジタル化における推進を図るとともに」を加筆しています。これの具体的なものとして、留意事項の(4)で「教育委員会会議のオンラインによる実施などの研究を進める。」と追記しています。令和3年度において、調査研究を進めていきたいと考えています。</p>
<p>西中委員</p>	<p>この基本方針を読ませていただいて、大きく変わった点が、ICT教育の推進、新型コロナ対策、もう一つは教職員の働き方改革、この3つではないかと思って、私流に分析しました。非常に社会の変化に対応して基本的な方針を変えていただいているというのは非常にいいので、これについては全く異論がありません。</p> <p>ただ、昨年までは、3ページにいじめ対策の推進というのがあったわけですが、全部削られています。いじめ対策については、かなり小中学校、徹底して行き渡っていると思うのですが、やはりいじめ対策</p>

	<p>については、まだ、基本方針として大きく掲げていく必要があるのではないかと思います。昨年度、いじめ対策として9行、この基本方針で記載しています。それが抜けているので、これについての考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、社会教育の67ページの7. スポーツの普及振興で、昨年度、オリンピックのことを記載されていましたが、令和3年度はオリンピックの開催の時期なのになぜ外されたのか。もし、中止になったら別ですけれども、一応、オリンピック・パラリンピックが開催される前提でいけば、これを基にしたスポーツの振興というんですか、普及・振興というのは一段と盛り上がるのではないかなと思うんですが、これを、今年度削除してますので、以上2点だけちょっと考え方をお聞きしたいと思います。</p>
学校教育課長	<p>まず、3ページにおけるいじめ対策の削除について、学校教育から回答します。</p> <p>先ほどの冒頭の説明で、文言の修正とともに前文と留意事項が重なっているところは思い切って片方削除したと説明しました。それが、今、西中委員から指摘があったまさにこの部分です。</p> <p>もちろん、このいじめ関連のところを重視していないというわけではありません。ただ、前年度までありました表記については、検討会議を行ったんですけれども、この後の生徒指導対応のところ記載していることとかなり内容が似通っているので、前文は、やはり総論的なことを書くべきであり、削除された部分を少しだけ読み上げますと、「大阪府警察本部と児童生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度を応用し」とか、そういったことまで書かれています。これは、生徒指導のほうで留意事項に書いている非常に細かいことに該当するのではないかなということで、これについては、この後の生徒指導のほうできっちりと記載し、前文からは削除しました。</p>
社会教育課長	<p>令和2年度にありました「2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、市民のスポーツに関する興味関心は高まりを見せている」というところですが、コロナの状況も踏まえて、この部分については、削除したものです。それよりも指定管理制度を導入したことによるスポーツ普及・振興に努めていきたいということに重点を置いたものです。</p>
西中委員	<p>2点ともちょっと納得のできないところで、その基本方針というのは、やっぱり基本方針ですから、そのいじめのところ9行も割いて書く必要はないと、これも私は、この9行というのは重なっているところがあると思います。ただ、教育委員会の学校に方針として示す中で、いじめという文言が全くないということですが、たとえ2行でも3行でも、やっぱりそれについて書いて、基本方針というのはいくらでもこういう方針でやりますよということなんですから、どこかにやっぱり触れておいていただけたらありがたいなと思います。</p> <p>学校現場にこれ持って行って、これで令和3年度やっていただくわけなんですから、ちょっとそのときに校長先生から説明する際にも、いじめが全く抜けている、もちろん後にあるからいいということになったら、基本方針とは何ぞやということになるわけで、ちょっとその辺で再度考えていただけたら、いじめについてたとえ2行でも3行で論述するほうがいいのではないかなと私は思います。</p> <p>それから、オリンピックの点でも、やっぱりそれ以外の普及ということで具体的な高石市の問題ということになるんですが、やっぱり今年はオリンピックの年ですからね。一応オリンピック・パラリンピッ</p>

	クイヤーということになるわけで、できたらそういう文言をそこに入れるということが、子どもたちにもやっぱり盛り上げるという意味でも、スポーツの普及・振興ということには非常に有意義ではないかと私は思います。これも、意見です。
佐野委員	この基本方針の削除された部分ですけれども、去年の基本方針の3ページに、今お話しされた大阪府警との相互連絡制度というのが基本方針の中にありますけれども、この制度は今も生きていますか。
学校教育課長	はい、現在もこの制度はあり、学校行事に十分根づいているものです。
佐野委員	ただ、私もここを去年と比べて、やっぱりいじめ問題については、西中先生からもご指摘あったように、本市の姿勢を基本方針の中に入れるべきではないかなと思います。というのは、やはり学校のITC環境も基本方針にあって、また個別に詳しく載っている。そういう意味からすると、いじめ防止についても、基本方針にもあり、この生徒指導相談の中にもあるということがいいんじゃないかなと感じます。
学校教育課長	今、お二方の委員からご意見ありましたので、前年度記載していましたが8行少々になります。この文言を復活させる方向でよろしいでしょうか。全部修正かけられます。
西中委員	これだけ詳しいものは要らんとおもいますが、この中の大事なところを要点化して、入れていただけたらと思います。
学校教育課長	また、修正案を作成しますので、ご確認いただきたいと思います。
佐野委員	あとのお二方の委員からも意見いただいてから、していただけたらありがたいと思います。
木寄教育長	今、お二方の委員さんから、いじめ問題について基本方針の中から抜けているというご指摘、それから東京オリ・パラ2020のそのことについて、記述についてどうするのかということがありましたので、これは、いま一度、私のほうでお預かりをさせていただいて、内容等、もう一度事務局でしっかり検討をいたさせまして、別途各委員さんのほうにしっかりと確認をしていただいた上で決定をするというふうなことで、今日は条件付になろうかと思いますが、そういうことを踏まえて、この第1号議案については議決決定ということよろしいですか。
西中委員	あと、細かい部分でいろいろ加筆修正していただいているところは非常にいいと思います。ただ、今の2点だけちょっと考えていただけたらと思います。
佐野委員	私もそう思います。非常に全体的にはよくできているなと思っておりますので、よろしく願います。よく頑張ってくださいました。
西村委員	私もその文言修正ということを条件付で決定していただけたらいいのかなと思います。
吉村委員	特にございません。
木寄教育長	それでは、ご意見がないようでございますので、先ほど各委員さんのほうからお話が出ておりましたこの議案第1号については、いじめの記述、それから東京オリ・パラの記述、これらについて、事務局のほうでもう一度精査をさせていただいて、挿入をする方向で検討をさせまして、その検討結果を各委員の皆様方のほうに最終的にご確認をいただくというふうな条件をもちまして、議案第1号については可決という方向でよろしいですか。
採決	可決

・議案第2号 高石市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

学校教育課長	<p>議案第2号、高石市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について説明します。</p> <p>本市においても、児童生徒が支援学級に在籍、または支援学校に通学している世帯に対し、特別支援教育就学奨励費の支給事業を国の基準に基づき実施しています。</p> <p>このたび、令和2年度に実施された税制度改正を受け、総所得額の計算方法が変更された影響で給与所得者、公的年金受給者扶養世帯については、所得額がこれまでに比べて10万円高くなります。</p> <p>しかしながら、文部科学省から特別支援教育就学奨励費における所得の算定は、給与所得者や公的年金受給者がいる世帯は、10万円控除することにより、従来と同水準の支給を実現するよう通知がありました。そのため、当市においては申請の様式を国が用意した申請書の様式を準用し、対応するものです。</p> <p>なお、本課で、他に実施している就学援助費についても、同様の措置をさせていただきますが、特に規則や様式等変更の必要がありませんので、今回、規則改正は行っておらず、運用面で対応します。</p> <p>施行期日は、令和3年4月1日としています。</p>
西中委員	<p>申請を出すときに、従来よりも10万円、今まででしたら10万円高かったから申請が却下されたものが、10万円控除されることによって申請が受け付けられるという性質のものですか。</p>
学校教育課長	<p>仮に、前年度と今年度、全く同じ総所得である世帯の所得金額が税制改正による計算方法によって10万円高くなります。ただ、そうになると所得が変わっていないのに計算方法が変わることによって、支給が認められない世帯が出てくることになってしまいますので、新しい計算方法から10万円控除することによって、前年度までの計算方式で算定した額と同金額になり、その総所得額をもって支給の可否、決定を行うことにより、前年度と全く同所得の場合、前年度支給、今年度不支給といった事態を防ぐために、今回改正するものです。</p>
西中委員	<p>この改正によって、支援を受ける子どもたちの数が増えるというふうに見えていいわけですか。</p>
学校教育課長	<p>所得に変動ない限り、全く変更はないという形で考えております。</p>
西中委員	<p>所得に変更がなかったら、変わらないと。</p>
学校教育課長	<p>所得金額の計算方法が変わって、総所得が全く同じであっても、所得控除後の金額が10万円高く算定されますので、それを従来に合わせるために10万円控除した額を算定基準にするものです。</p>
西村委員	<p>手取りは変わらなくても、所得の金額計算するときに控除項目か何かが変わったんですね。そうすると、この所得で計算すると該当しなくなってしまう人が出るので、是正しているということですね。</p>
西中委員	<p>そしたら、あんまり、実際には変わりがないということですね。</p>
学校教育課長	<p>前年度と変わらないように、損をする家庭が出ないようにするための改正です。</p>
西中委員	<p>分かりました。</p>
採決	<p>可決</p>

・議案第3号 高石市校区再編検討委員会規則の制定について

学校教育課長	<p>議案第3号、高石市校区再編検討委員会規則の制定について、説明します。</p>
--------	---

	<p>本案は、令和3年度から小中学校の校区について検討するため、高石市校区再編検討委員会を立ち上げ、議論を進めていきたいと考えています。</p> <p>検討内容としては、議会からの意見をいただいたことでもありましたので、専門家や地域の方の考えを含めまして、学校区の線引きについての意見をいただく場として開催したいと考えています。</p> <p>もし、委員会で議論した結果が最終的に校区を変更することになった場合でも、その決定を行うのは、本教育委員会議の中で決定をすることになっておりますので、意見をいただく場として開催します。</p> <p>委員会の構成メンバーは、大学教授等の学識経験者や地域の代表、学校長の代表等10名以内で構成する予定です。</p> <p>最短、令和3年度内で新校区を設定するスケジュールを考えていますが、校区を変更することは、子どもたちや保護者の方々にとって影響が非常に大きいことですので、検討委員会の皆様には慎重かつ丁寧に議論いただきたいと考えています。</p>
西中委員	<p>この検討委員会の目標として校区の線引きが目的で委員会を組織するという話だったんですけども、第2条の規定を見ますと第1号に「通学区域の設定及び変更」と第2号「適正な規模及び配置」、この2つに関する事項があるんですが、この2号も議論するのですか。</p>
学校教育課長	<p>今回、この検討委員会で話し合う趣旨においては、やはり子供たちの通学路（通学）に関しての安全ということを主眼として話し合いを進めたいと考えています。これは、議会においても、そのように答弁させていただいていますが、本市は、この狭い市域の中に小学校が7つあり、どこに住んでいても比較的短い距離で通学ができるような形で、安全を図ることができるのではないかと。ただ、これも議会の中でも答弁させていただいていますが、令和3年5月をもって連続立体交差事業により、上り線も高架化されます。その下の周辺工事がもうしばらく続くと聞いていますが、そういったことを鑑み、子供たちの安全を交通量の変更と併せて考えることにより、校区の線引きを中心に考えるということですので、この規則には、第2号の「適正な規模及び配置に関する事項」も規定していますが、基本的には、第1号の「通学区域の設定及び変更に関する事項」の議論を進めていきたいと考えています。</p>
西中委員	<p>第2号については、あまり話し合うことはしないと捉えていいんですか。</p>
学校教育課長	<p>取りあえず、この第2条第1号、第2号においては、一緒に議論させていただいていきますので、第2号を入れることによって議論が錯綜なり広がり過ぎてしまうということでしたら、削除させていただこうと考えています。</p>
佐野委員	<p>私も西中先生の意見と一緒に、意見をいただく場ですし、この規模適正配置については、私たちが検討していくことが課題であろうと思いますので、第2号は要らないかなと思います。</p>
学校教育課長	<p>この委員会規則は、令和3年度に向けて、制定するものですが、もし、ただいまの2名の委員さんのご意見いただきまして、この第2号を削除するという、修正議決等賜っても構わないと考えています。</p>
吉村委員	<p>これは一応何年間続けてやる予定なのですか。それと、高架化に伴って高石小学校の横の都市計画道路高石南線の変更が議決されたんですね。それが進んでいくと思いますが、進むのがまだ何年もかかると思います。それと、この高石小学校の前の道路はすごく路地が多く、そ</p>

	<p>こが 25m 道路になったら、また、横断するのが非常に危険になりますので、それも踏まえて、意見を出してもらわないといけないと思いますけれども、この都市計画道路の計画がしっかり提示された上で、検討していただきたいと思います。</p>
学校教育課長	<p>まず、1つ目の何年間ということですが、令和3年度内での開催と考えています。ただ、やるべき校区の変更、様々な事情、様々な意見等があると思います。やはり慎重に議論を進めますので、1年で終わるかどうかというのも、また、この教育委員会議でこんな意見が出ましたということを披露させてもらい、まだもう少し議論が必要という意見が会議の中で出たら、当然継続して議論していきたいと考えています。</p> <p>また、都市計画道路の件についても、大学教授や地域の方、学校長代表等 10 名以内で構成しようと考えていますが、その議論の行き先によりましては、高石市の都市計画のほうで意見をいただき、随時、情報を入れながら、議論のほう進めていきたいと考えています。</p>
西村委員	<p>第7条で関係者に出席を求めて意見とか説明を聞くとあるけれども、この関係者はどういうイメージでこの条項が入っているんでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>この関係者に出席を求めてというのは、先ほど吉村先生からご意見いただいた、都市計画の関係者であったりとか、また、恐らく議論を進めていくうちに、当該のその地域についての事情ということになりましたら、その地域に居住されているとか、事情をよくご存じの方に来ていただくことも想定しています。</p>
木寄教育長	<p>それでは、私のほうからちょっと質問、議案提出させていただいた私が質問するのもおかしな話ですけども、この教育委員会の位置づけの話ですけど、これは、諮問答申を受ける機関なのかということがまず1点目です。</p> <p>2点目は、先ほど松田課長の答弁でもありましたけれども、あくまでも通学区域の変更については、教育委員会に職務権限があると思いますので、その検討委員会の議論と教育委員会の議論との関連性について、拘束されることはないと思います。しかしながら、当然、これだけのメンバーを選任されて、いろんな議論をいただくわけですから、十分参考にさせていただいた上で、最終的には教育委員会のほうでの議論を経て決定をされると思いますけれども、その辺の関連性についてが2点目。</p> <p>3点目は、この会議については公開性を取るのかというのが3点目。</p> <p>最後4点目ですけども、議事録の作成条項がないけれども、議事録になるのか、要旨録になるのかどちらか分かりませんが、それを作成されるのか。仮に作成をされるということであれば、それも公開をされるのかどうか。その4点について、お伺いしたいと思います。</p>
西中委員	<p>すみません、ちょっと関連して。</p> <p>第2条に委員会は高石市教育委員会の諮問に応じて云々とあるんですけど、諮問に応じてですから、答申が出るかなと思ったら、次に掲げる事項について調査審議するですから、教育委員会に諮問、教育委員会が答申を求めているという感じでもないんですね。ただ、諮問することになったら、何か答えは戻ってくるので、それを調査審議だけで終わるのか、それとも答申という形できちんとまとめて出していたかどうか、その辺がちょっと第2条で論述されていないので、今の教</p>

	育長のお話と一緒に併せて説明していただけたらと思います。
学校教育課長	<p>第2条で諮問という言葉を使っていますが、あくまでもそれは問いかけということで、市の法制の係と十分協議はしているところですが、答申を頂戴するような条例等で位置づける機関ではなく、規則の制定による委員会ということです。今回、この校区再編は、教育委員会の中で課題として捉まえた課題に沿って委員会を立ち上げるわけで、特に答申をいただかなくても意見をいただくということで成立するとの確認を取っています。</p> <p>この委員会については、あくまでも問いかけはさせていただくものの答申という形ではなく、意見を集約していただき、こういった方向性がよいのではないかとか、また、こういう意見が出ましたとか、その内容を教育委員会議に上げ、その意見を踏まえて、教育委員会議の中で方向性を出していただくように考えています。また、方向性が出ない場合は、継続審議という形を考えています。</p> <p>また、この校区再編は、当然ながら教育委員会議で決定されるものなので、検討委員会から出てきた意見に拘束されることはありません。</p> <p>3つ目のこの会議は、公開により行います。やはり皆さん興味を持たれる案件ですので、非公開にはしません。</p> <p>最後の4つ目の議事については、全ての議事録ではなく、要旨録という形にはなるけれども、作成し、何らかの形で公開したいと考えています。</p>
西中委員	<p>諮問といたら、その諮問した内容について、委員会でまとめて答申を出すとか、あるいは何か考えをまとめないと、諮問をして、委員会がばらばらにいろいろ意見を出していただいてもあまり意味がないわけです。諮問という言葉を使っていると、やっぱりそれについてのまとめをいただくということになるのではないかと思います。違うんですか。</p>
教育部長	<p>今、担当課長が答弁したとおり、この諮問については、あくまでも事務局のほうで、例えば1つの校区再編の原案を諮問という形で示し、それに対し、この校区再編委員会で議論いただき、委員の方々からいろんな意見が出たことについて、答申ではないですが、この教育委員会議に報告させていただき、議論いただき、また、修正と考えており、検討委員会は、地域の方々の意見をいただく場というふうに考えています。</p>
西中委員	<p>そしたら、この委員会は、次に掲げる事項について調査審議するではないかではないですか。教育委員会の諮問に応じてということになったら、教育委員会が諮問に対して、何かまとめていただくというニュアンスがあるんじゃないかと思います。これ、法令の文言で諮問という言葉について、そういうばらばらな意見を求めるのが諮問なのか、その辺がどうなのか、少し調べてもらったらいいと思います。</p>
学校教育課長	<p>ただいまいただきました意見について、やはり委員の皆様から、そのような意見がありましたら、これはあくまでも案でございますので、文言について、当然修正させていただきたいと思います。</p>
木寄教育長	<p>それでは、他にないようですので、私のほうから申し上げますが、この第2条のこの文言ですが、「高石市教育委員会の諮問に応じて」という文言については、再度、事務局のほうでしっかり検討し、各教育委員の皆様方に最終的に確認をさせていただいた上で、この規則については制定をしたいと思います。</p>

	それと、第2条第2号については、委員さんのほうから南海連続立体交差の高架化完成に伴う線引きを主な校区再編の検討の材料ということになると、この第2号はいかがなものかという意見がありました。この第2号については、削除するという方向で各委員のご意見を願います。
西中委員	私は、話し合いを焦点化する意味でも、削除は妥当ではないかなと思います。
佐野委員	私も削除と思います。
西村委員	私も削除していただけたらと思います。
吉村委員	異議ありません。
木寄教育長	それでは、まとめとしまして、諮問という表現については、再度事務局のほうで検討し、最終的には教育委員の皆様方にご承認をいただいた上で決定をするということ、第2号については、削除することによってよろしいですか。
各委員	はい。
木寄教育長	それでは、議案第3号については、先ほど申し上げました修正を加えた上で決定をすることについて、異議ありませんか。
採決	可決。

・議案第4号 高石市立学校教職員安全衛生に関する規則の制定について

学校教育課参事	<p>議案第4号、高石市立学校教職員安全衛生に関する規則の制定について、説明します。</p> <p>本案は、労働安全衛生法において、50人以上の事業所については、労働安全衛生委員会の立上げが義務づけられています。学校についても、50人以上の教職員がいる場合は、同委員会が必置となります。しかしながら、本市所管の学校については、50人以上の学校はありませんので、現在まで立ち上げていませんでした。</p> <p>しかし、昨年度10月において、統合型の校務支援システムが導入され、教職員の出退勤管理が始まり、現在は、導入して1年がたち、教職員の勤怠管理を学校長も理解しながら進めており、勤務管理体制も整ってきましたので、来年度に労働安全衛生委員会の立上げを考えており、本年度11月と1月に高石市立学校教職員労働安全衛生委員会準備委員会を開催しました。準備委員会で様々な意見をいただき、高石市立学校教職員安全衛生に関する規則（案）を作成しました。本規則については、高石市立学校教職員の安全及び健康を確保することを目的として定めるもので、教育委員会の役割や委員会の構成、それぞれの管理者の役割等を規定しています。</p> <p>第3条において、教育委員会が事業所の役割を担い、統括安全衛生管理者となり、また、第4条では、学校の責任者として、安全衛生管理者に学校長、第5条では、衛生推進者に教頭を充てる規定をしています。</p> <p>続きまして、第8条において、委員会の組織は、教育委員会が指定する職員、教職員団体の代表、産業医、その他委員長が指名する者で委員を構成するものと規定しています。産業医については、現在、教職員の働き方改革を進めていますが、教職員のメンタルヘルスが大きな課題となっており、産業医の意見をいただきながら、本市の働き方改革を進めていきたいと考えています。</p> <p>次に、第12条において、委員会事務局は教育委員会事務局学校教育課に置くことと規定しています。</p> <p>なお、本規則の施行日は、令和3年4月1日となります。</p>
---------	---

吉村委員	<p>私は、非常にいい規則だと思います。今まで高石市は、市の産業医が学校も一括して診てるということで、学校までなかなか手回らんといい話を聞いてましたので、これでやっと一般企業並みの産業医、衛生管理ができると思います。ぜひ、産業医の先生の職場巡回とかしっかりしていただきたいと思います。</p> <p>それと、今、メンタルヘルスケアの話が出たけれども、メンタルヘルスケアで、産業医が面談して休んだほうがいいよと思っても、本人が管理者に報告してもいいよと言わないと上げれないんです。なので、本人がちゃんと職場に言えるような雰囲気をしっかり作っていくことが大切ですので、校長を頭として、自由な雰囲気をしっかり作って行って、自分の体調管理が公にできるような雰囲気をぜひ作っていただいて、この規則が有効に働くようにしていただきたいと思います。</p>
学校教育課参事	<p>本規則の制定にあたりましては、準備委員会、学校の校長会のほうにも説明をしました。学校長も教職員の労働安全について、考えており、学校の職場環境を整えるという意味でも有効だと思いますので、先ほどのご意見も踏まえ、進めていきたいと思っております。</p>
西中委員	<p>委員会の任務から拝見して非常にいい組織だなと思うんですが、この組織の中の委員として「教育委員会が指定する職の職員」とありますが、どういう方が該当するんですか。</p>
学校教育課参事	<p>この号に該当する職員として、校長会会長、教頭会会長を想定しています。必要に応じて、教職員の方にもご意見いただける場も設定させていただこうと考えています。</p>
西中委員	<p>養護教諭は入らないんですか。</p>
学校教育課参事	<p>養護教諭についても、必要に応じて参加いただこうと考えています。</p>
採決	<p>可決</p>

・ 議案第 5 号 高石市スポーツ推進委員の委嘱について

社会教育課長	<p>議案第 5 号、スポーツ推進委員の委嘱について説明します。</p> <p>本案は、スポーツ基本法第 32 条及び高石市スポーツ推進委員に関する規則第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、任期満了に伴い、13 ページの委嘱候補者名簿のとおり、高石市スポーツ推進委員の委嘱をお願いするものです。</p> <p>なお、委嘱日は、令和 3 年 4 月 1 日、任期は、令和 5 年 3 月 31 日までとなっています。</p>
採決	<p>可決</p>

・ 議案第 6 号 高石市立公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育課長	<p>議案第 6 号 高石市立公民館運営審議会委員の委嘱について、説明します。</p> <p>本案は、社会教育法第 30 条第 1 項及び高石市立公民館条例第 7 条の規定に基づき、任期満了に伴い、15 ページの委嘱候補者名簿のとおり、公民館運営審議会委員の委嘱をお願いするものです。</p> <p>なお、委嘱日は、令和 3 年 4 月 1 日、任期は、令和 5 年 3 月 31 日までとなっています。</p>
採決	<p>可決</p>

・議案第7号 高石市社会教育委員の委嘱について

社会教育課長	<p>議案第7号、社会教育委員の委嘱について、説明します。</p> <p>本案は、社会教育法第15条第2項及び高石市社会教育委員条例第2条の規定に基づき、任期満了に伴い、17ページの委嘱候補者名簿のとおり、委嘱をお願いするものです。</p> <p>なお、委嘱日は、令和3年4月1日、任期は、令和5年3月31日までとなっています。</p>
採決	可決

・報告第1号 社会教育委員会議の報告について

社会教育課長	<p>報告第1号、社会教育委員会議について、報告します。</p> <p>本報告は、令和3年2月4日に令和2年度第2回社会教育委員会議を開催したもので、案件としては、社会教育施設の過去5年間の利用状況等を事務局から報告、また、新型コロナウイルス感染症に伴う対応について、協議いただいたものです。</p> <p>主な内容については、19ページ、20ページの会議録（要約）のとおりとなっており、まず、報告事項として、図書館の利用者貸出冊数が増えている要因、高師浜運動施設の指定管理を導入すること、野外活動センターの令和4年度の改修工事を予定していること、キャンプ場に、スケートボードパーク、スリー・バイ・スリーバスケットコート設置予定であること等、社会教育施設の主な利用状況等を報告しました。</p> <p>次に、2回目の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、改めて新型コロナウイルス感染症に伴う対応について協議したものです。</p> <p>各委員さんから各団体の状況報告を受け、最終的には、橋本議長がどの団体も苦労しながらの活動となってますけれども、なるべく活動を止めないように、各団体知恵を絞り、よく検討して行動していただければと思うと総括されました。</p> <p>3番目として、次回の会議の協議事項として予定しているリカレント教育の概要について、事務局より説明を行い、閉会となったものです。</p>
木寄教育長	承認する。

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	<p>本件は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、22ページ記載の社会教育課9件、こども家庭課1件の報告をするものです。</p>
木寄教育長	承認する。

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	<p>令和3年2月10日から令和3年3月16日までの当教育委員会関係諸行事について、各課より報告。</p>
木寄教育長	承認する。